

河内長野市フロントヤード改革効果促進業務仕様書

1 業務名

河内長野市フロントヤード改革効果促進業務

2 目的

本市では、人口減少・少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口も大きく減少するなど人的資源や財源の制約が見込まれる中、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に応え、持続可能な行財政運営を進めていくために、更なる業務の効率化・最適化を図る必要がある。

今回、本市が総務省の「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」に採択されたことを受け、書かない窓口システムや窓口予約システム等（以下、「各システム」という。）を導入し、住民との接点の多様化を図るフロントヤード改革を予定している。

本業務は、各システム導入による市民の利便性向上を周知するとともに、各システムの利用を促す取り組みを行うことでフロントヤード改革の効果促進を図ることを目的とする。

3 業務内容

本市が、各システムの導入等のフロントヤード改革を進めることにより、市民の利便性やQOLの向上はもとより、多くの人々に選ばれるまちを目指す本市の強みの一つとして、様々な改革を実施していることなどが伝わるよう以下の内容について提案すること。

(1) 広報

ア キービジュアルの作成

イラストや漫画などを用いたキービジュアルを作成し分かりやすい周知・広報を行うこと。なお本業務で作成したキービジュアルの権利は本市に帰属し、本業務終了後の活用も可能なものとする。また、今回作成するキービジュアルはオリジナルのもので、著作権等他者の権利を侵害するものでないこと。

イ 市広報紙特集ページ原稿デザインの作成とチラシ等啓発物の作成・印刷

アで作成したキービジュアルを用いて、市広報紙の特集ページ原稿の作成、チラシ等の啓発物の作成・印刷を行うこと。その際、それぞれの想定される対象に向けた効果的な啓発物の作成を提案すること。

- ①市広報紙2月号（令和8年1月下旬配布）に掲載するA4カラー見開き2ページ分の記事の原稿を作成すること。
- ②上記の市広報紙2月号に別紙として折込するチラシをカラー刷りで48,100部作成すること。なお、折込チラシのサイズは最大A4サイズとし、サイズ・ページ数等については受託者からの提案事項とする。
- ③新たに妊娠の届出、母子手帳の交付を受けようとするものに対し配布する印刷物をカラー刷り1,000部作成すること。なお、サイズ・ページ数等については受託

者からの提案事項とする。

④新たに本市へ転入しようとする者に対し不動産会社を経由して配布する印刷物をカラー刷りで2,000部作成すること。なお、サイズ・ページ数等については受託者からの提案事項とする。

⑤キービジュアルを用いて、本市が別業務で設置を予定しているデジタルサイネージ等に放映する15秒程度の動画を作成すること。

(2) フロントヤード改革の効果促進を図るための受託者の独自提案

(1)の広報の他、受託者自身の実績やノウハウを活用し、本市のフロントヤード改革の効果促進を図るために、市民の利便性向上の周知や各システムの利用を促す取り組みについて、受託者自らで実現可能であり、効果性の高い独自案を委託料の範囲内で具体的に提案し実行すること。

なお、独自提案は必須とし、提案のないものは無効とする。

4 成果品

受託者は、業務完了時、次に示す成果品を委託者に納品すること。

なお、納品時及び納品後において、受託者の責めによる瑕疵があった場合、受託者は速やかに成果品を修正すること。

- ①完了報告書
- ②チラシ等の印刷物原本及び電子データ
- ③独自提案にかかる実施報告書（成果品等を含む）
- ④その他本市が必要と認める書類

5 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書はもとより、関連する法令・省令・細則・通知・通達等を遵守すること。

7 再委託の禁止

受託者は、委託者の承認を受けずに再委託してはならない。

8 協議・打合せ等

受託者は、委託者と緊密な連絡を取り、十分な打合せの上、業務を遂行するものとし、委託者が指示した事項についてその指示に従うものとする。また、受託者は打合せに係る議事録を作成し、委託者に納品すること。

9 資料の提供

業務の遂行に必要な資料の収集・調査等は、原則として受託者が行うものとするが、委託者で所有している資料等で、業務に利用できるものは、受託者に提供する。

なお、提供された資料等については、業務完了後は返還するとともに、委託者の確認を受けるものとする。

10 その他

- ・業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- ・受託者は、業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が発生した場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告し、最善の処置を行わなければならない。
- ・受託者は、業務の実施にあたっては、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。また業務終了後においても同様とする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けるものとする。業務内容について疑義が生じた場合も同様とする。